

建設業法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 二級の技術検定の学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者は、当該学科試験を受験することができることとする事。

(第二十七条の五関係)

二 二級の技術検定の学科試験に合格した者は、種目(建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別)を同じくする二級の技術検定(検定種目その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間内に行われるものに限る。)の学科試験の全部を免除することとする事。

(第二十七条の七関係)